

島根県指定構造計算適合性判定機関委任基準

第1 趣旨

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定により島根県知事（以下「知事」という。）が法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用する法第 6 条の 3 第 1 項及び法第 18 条第 4 項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務を行わせることとする指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）については、この基準に定めるところによる。

第2 要件

知事が判定の業務を行わせることとする機関は、次の各号のいずれかに適合しているものとする。

- （1） 国土交通大臣が指定した機関のうち、「島根県指定構造計算適合性判定機関指定基準」に適合する機関
- （2） 知事が指定した機関

第3 委任の解除

知事は、「島根県指定構造計算適合性判定機関指定基準」に適合しなくなった機関に対して、判定の業務を行わせないこととすることができる。

附 則

この基準は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。